

清代の秀女選抜制度について

金井 真希

本論においては、清代における秀女選抜制度の実態がいかなるものであったのかということを解明し、清の社会、特に八旗社会に与えた影響を分析し、歴史的にどのように位置づけることができるのかといった点について考察することを目的としている。

まず「序章」では、次の点について述べている。これまでの歴代諸王朝が行ってきた後宮制度には、時代によって異なるが、后妃選定制度、宦官制度、慶弔事実施制度などが含まれていた。そのうち、后妃選定制度については、清朝では八旗秀女選抜という独特的のシステムを制定した。それと別に、清代では、内務府秀女選抜と呼ばれる宮中の使用人を選抜するシステムもあった。八旗秀女選抜と内務府秀女選抜をあわせたものが清代の秀女選抜制度である。すなわち、秀女とは、八旗に所属する女性で、両選抜の候補者ことを指す。

これまで清代の後宮制度に関する先行研究について、中国側では、1990年代に入り、清代に関する史料の整理が進められるようになり、特に中国第一歴史档案館を中心に、『宮中雜件』『奏銷档』『八旗都統衙門全宗』『堂諭档』などが収録され、学会としては、清代宮史研究会が『清代宮史探微』を編集し、研究者としては、王樹卿氏と李鵬年氏が『清宮史事』を、定宜庄氏が『満族的婦女生活與婚姻制度研究』を、周虹氏が『満族婦女生活與民俗文化』を出版し、惲麗梅氏が「康熙帝公

主下嫁與噶爾丹之戰」を、杜家驥氏が「清代皇族與蒙漢貴族聯姻的制度和作用」を発表するなど、後宮制度に関する研究成果が次々と打ち出されている。これに対して、わが国の学界においては、これまで清代の後宮に関する研究は、ほとんど行われてこなかったというのが現状である。

しかしながら、中国諸王朝の歴史を紐解くと、後宮制度が皇帝などの権力の中核と影の部分で深くかかわっている場合が散見される。したがって、後宮制度の実態を解明することは、中国諸王朝のそれぞれの時期における権力構造の特色を明らかにするうえできわめて重要な研究課題であるといえる。

本論の構成は五章よりなる。以下その内容を要約する。

第一章「清代以前の后妃選定制度」では、本研究テーマである清代の秀女選抜制度の実態を解明するにあたり、まず、清代以前に行われていた后妃選定制度がいかなるものであったのかということをふまえておくことが必要であると考える。中国において后妃選定制度が体系化されるのは、前漢の頃であったと考えられる。そして、その頃から后妃を民間から選抜し始めた。しかし、当初の制度がまだ不完全であったため、女性の出身や家庭の社会的地位、容姿といったところまで明確な規定はまだ設けられていなかった。その後、唐宋時代になると后妃選定制度が整備される

ようになり、后妃の身分についての規定や、選抜の手順などが整えられたといえる。明代の実例を挙げると、皇帝が即位すると、全国に宦官を派遣し、五千人の女性を後宮に連れ込み、スケジュールに沿って細かい身体検査を行った。最終的に残された三百人から皇帝が数十人を選択し、これらの女性が明代の后妃に選抜されたのであった。三百人の中、后妃になった女性以外は、宮中の使用人である宮女になるのであった。また、選抜を実施する時期は決まっておらず、新しく皇帝が即位するときに実施されることが多かった。そして、后妃が多くいればいるほど、より多く世継ぎの男子が残れるという考え方から、后妃の人数については、先秦時代から明まで、多数の后妃のポストが設けられ、できるだけ大量の女性を後宮に入れようとした。歴代王朝の特徴として、民間から女性を選ぶということと、宮女選抜を兼ねて后妃を選定するという二つの特徴が挙げられる。

第二章「清代入閨前の後宮」では、ヌルハチ時代とホンタイジ時代に分けて考察している。ヌルハチ時代には、統率者である可汗の家は宮殿もなく、后妃や宦官もなく、何人か召使がいた程度で、一般庶民の家族と変わりがなかった。その時代の最も大きな特徴は正妻や側室の順位を区別しない一夫多妻制であった。そして、ヌルハチ時代から可汗と八旗の都統がすべての旗人の婚姻権を掌握していた。ホンタイジ時代になると、宮殿が建設され、後宮らしきものが見えてきた。そして、漢民族の制度を模倣し、既存の配偶者である福晋を皇后や妃に冊封した。また、ホンタイジ時代には、国力を強めるために、蒙古の協力を求めたので、可汗を始め、蒙古と婚姻関係を結ぶことが多く見られた。

第三章「八旗秀女選抜」では、まず、八旗

秀女選抜が成立する契機について述べている。すなわち、入閨後、八旗秀女選抜が成立する契機は順治時代にあった。順治帝が母である皇太后的命を受け、一人蒙古の女性を皇后に冊封したが、夫婦の仲が悪く順治帝自ら皇后を廃した。このことを契機として、秀女による選抜が行われるようになった。八旗秀女選抜として整えられたのは康熙帝時代であると考えられる。また、八旗秀女選抜は、八旗の女性から選抜することから、八旗との関係がきわめて重要である。すなわち、八旗の戸籍管理法である「人丁冊」が秀女を選抜する際に大きな役割を果たした。そして、清の歴代皇帝が旗人の婚姻への干渉を行っている。これは、ヌルハチ時代から続けられていた習慣であり、八旗に所属する男女は、誰でも勝手に婚姻関係を結んではならないという規定であった。特に八旗秀女選抜を受ける前に、私的に婚姻関係を結んだ女性とその一族に対しては、厳罰に処せられた。

次に、選抜の範囲について、初期は八旗に所属する適齢（数え年齢13歳～17歳）の女性全員であったが、徐々に八旗の人口の増加とともに、選抜の範囲が縮小され、最終的にはごく一部の官僚家庭出身の女性だけに限定された。選抜の過程については、200年余り実施された中でほとんど変化は見られなかつた。その手順は、皇帝が決定した選抜の日程を戸部を通して八旗に伝達し、選抜条件に満たした女性が上京し、順番に皇帝自らの面接を受け、合格すると記名されて、冊封を受けるという手順であった。

最後に、選抜された秀女は后妃になるか、または近親宗室の配偶者になるという二つの行き先があった。清代の后妃の称号と定員については、順治時代に明代の制度を模倣してそれに関する規定を作ったが、実際には行わ

れず、完全に規定され、実施されたのは康熙帝時代であった。清代の后妃の称号は歴代の王朝と比べるごく簡単なものになっており、定員数も少なくなっていた。また、選抜された秀女が近親宗室の配偶者になることは、清代以外の王朝では見られず清ならではの習慣であった。

第四章「内務府秀女選抜」では、歴代王朝と違って、宮中の使用人である宮女だけを選抜するシステムである内務府秀女選抜の範囲と選抜の手順について、述べている。八旗秀女選抜との根本的な違いは、選抜された女性は、皇帝や近親宗室の配偶者になるわけではなく、宮中の使用人として労役し、25歳(数え年齢)になると満期として、後宮から離れても良いというところにあった。その選抜範囲は、八旗包衣と呼ばれる、入閥前は八旗の奴隸であり、入閥後でも代々皇室の労役である家庭の出身の女性であった。適齢(数え年齢13歳～17歳)になると毎年行われる内務府秀女選抜に参加しなければならなかった。選抜された女性は使用人として宮内で働くが、皇帝に好かれる機会がたくさんあったことから、后妃に昇格する可能性もあった。無事に25歳の満期に迎えられると、後宮から出て行くが、ある程度の賞与を貰って後宮から離れることができる。しかし、病気や不慮の事故で、賞与が貰えず後宮から追い出された女性もいた。一旦後宮を出ると、再び入ることは許されなかった。

第五章「秀女選抜制度の影響」では、秀女選抜制度が清の社会や文化などに与えた影響について述べている。后妃に選ばれた場合は、その女性の一族にとって、これ以上光栄なことがないと考えられ、選抜の直前にその女性は家庭で最も尊ばれる存在であった。文化面の影響としては、道光帝以降、滿州族と漢民

族の融合に伴って漢文化の影響を受け、八旗の女性の間でも漢民族の服飾や髪形、さらに纏足まで流行し、清政府はこれらに対して厳しく取り締まりを行った。経済面の影響としては、選抜を受ける女性に対して、車代を渡していた。毎年の内務府秀女選抜と三年一度の八旗秀女選抜が実施される年に使われた車代は、五品文官の五、六年分の給与に相当するので、清政府にとっては大きな出費であったことがわかる。秀女選抜制度は漢民族の女性を後宮に入れないように作られた制度であるが、実際清代の後宮には、漢民族女性が八旗漢軍に帰化し、后妃になったのがいたではないかと推測できる。しかし、現存の史料には后妃に選ばれた女性について、その血統について記載されていないので、判断するのが困難である。

最後に「終章」では、各章の要約について述べたうえで、次の点について指摘している。清朝は征服王朝として辯髪を漢民族にも強制したり、反清思想の統制をはかつて文字の獄や禁書の制定など独自の政治制度はもちろん、九割以上の漢民族を支配しながら、「満漢不通婚」という政策など、今まで問題にされていなかった後宮制度も大きな役割を果たしたといえる。清代以前の歴代王朝が行っていた民間の女性から后妃や宮女を同時に選ぶ習慣から一転し、清代の后妃や宮女になれたのは八旗に所属する女性のみであった。そして、后妃や近親宗室の配偶者を選抜する八旗秀女選抜と宮中の使用人である宮女を選抜する内務府秀女選抜の二つのシステムに分けた。八旗秀女選抜の特徴として、選抜された女性は皇帝の后妃になるだけでなく、皇帝以外の近親宗室の配偶者になれる可能性もあった。これは他の王朝では見られない清ならではの特徴であった。そして、清朝政府は入閥

前からすべての旗人の婚姻権を握っていたことから維持して入閥後でも中国全土を支配しながら、八旗に所属する人々の支配者階層の社会を作っていた。そして、この秀女選抜制度は八旗制度の枠の中で維持し運用されたのである。その結果、皇帝を始めとする皇室一族の血統が長期にわたって守られ、圧倒的多数を占める漢民族の社会に呑み込まれることが防がれたといえる。

このように、清朝が制定した秀女選抜制度は、八旗制度により独特の社会を維持し、清という国家を存続させるために、極めて重要な役割を果たしたということが指摘できる。

これまでのわが国では、清代における後宮制度をテーマとした研究はほとんどない。しかし、どの王朝でも、その繁栄と衰微には必ず表と裏があり、裏である後宮制度を解明することによってその時代へ理解がより深められると考えられる。本研究を通じて、後宮制度が国家の政治とのバランスの重要性を感じ、今後の課題としては、本論文では取り扱わなかった清代後宮制度の他の部分にあたる、宦官制度や慶弔事実施制度等について研究を行い、そして、清代における政治の表と裏の関連性をより深く追究してみたいと考える。